

西尾市行政改革 第2次実行計画 (第1号)

平成11年8月16日決定

行政組織の見直しについて

1 組織機構の見直し

市の事務事業を分掌する組織機構については、経済の高度成長期において公共施設の建設を始めとする市民サービスの充実に対応して、今日の形に至っている。

しかし、現在、経済の低迷は続き、景気の回復も不透明な中、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあり、また、介護保険制度の創設など新しい行政需要に対応するために効率的でスリムな組織機構とする必要がある。

(1) 部課の統廃合等

現行10部38課(市民病院の診療部及び看護部を除く。)から1部4課を削減し、別表1のとおり9部34課の組織機構とする。

ア 部の統合

- ・建設部と都市開発部を統合し、建設部とする。

イ 課の統合

- ・財政課と契約検査課を統合し、財政課とする。
- ・看護専門学校の教務課と総務課を統合し、看護専門学校事務局とする。
- ・農林水産課と農地開発課を統合し、農林水産課とする。
- ・都市計画課と都市整備課を統合し、都市計画課とする。
- ・社会教育課と社会体育課を統合し、生涯学習課とする。

ウ 課の新設

- ・「介護保険及び高齢者福祉全般」を担当する長寿課を新設する。
- ・「庁舎建設準備事務局」は、庁舎建設事業の進捗状況に応じて新設する。
- *「収納課」は、新設を見送る。

(2) 事務分掌の見直し

- ア 「交通安全、防犯に関する事務」は、総務課から市民課に変更する。
- イ 「コミュニティに関する事務」は、企画調整課から生涯学習課に変更する。

(3) 係の新設、統廃合

部課の統廃合、課の新設、事務分掌の見直しに伴う係の新設、統廃合は、別表2のとおりとする。

(4) 組織の名称変更

組織の名称は、よびやすく覚えやすいものとするため、可能な限り2文字で表記する。部課係の名称変更は、別表3のとおりとする。

2 グループ制(担当制)の導入

行政組織規則等において、課に係を置き、課の事務を分掌させている。これは、行政内部においては責任の所在を明確にし、市民に対してはどの部門でどのサービスが提供されるかを明らかにするといったメリットを有している。

しかし、縦割り行政の弊害が指摘されており、また、係間の業務量の不均衡、相互の応援体制も確立されていない現状にあることから、係制を見直し、業務量に応じた柔軟な職員配置や事務の分担が可能となることが期待されるグループ制(担当制)を導入する。

(1) 制度の概要

ア 係の事務分掌を廃止する。

イ グループ(担当)の職員配置、事務の分担は、課長の権限とする。

ウ 課長補佐職及び係長職は、グループ(担当)の長となり、課長に直属する。

(2) 導入部課

ア 次の課において、グループ制(担当制)を導入する。

- ・企画部 企画課
- ・福祉部 保健センター
- ・市民病院事務局 医事課
- ・議会事務局 議事課

イ 現在、係が1である次の課及び公所においては、係制を廃止し、グループ制(担当制)とする。

- ・福祉部 長寿課 養護老人ホーム喜楽荘
- ・ " 児童課 白ばら学園
- ・出納課
- ・監査委員事務局
- ・教育委員会事務局 庶務課
- ・ " 学校教育課

3 職制の在り方

部に部長、課に課長、係に係長を置くことが原則であるが、これらの職制の外、現在部次長、主幹、課長補佐が配置されている。

部次長、主幹、課長補佐については、決裁規程上、決裁権を有していないため、その職制に応じた責任を果たせず、また、能力も十分発揮できない状態にある。部次長、主幹、課長補佐の在り方については、次のとおりとする。

(1) 部次長

- ア 原則として配置しない。
- イ 部長の事務を分担するため配置する場合は、課長を兼務する。

(2) 主幹

- ア 部の事務において、課を新設するまでもないが、時期的、政策的に重要なものについて、特命の主幹（課長級）を置く。
- イ 主幹は、その担当する事務について課長と同等の決裁権を与える。
- ウ 主幹が配置される前、その事務について決裁権を有していた課長は、課内の調整上、合議を行う。

(3) 課長補佐

- ア 課の事務全般を担当する「課長見習い的な課長補佐」は、配置しない。
- イ 課長補佐を置く場合は、次のいずれかの職制とする。
 - 課の事務中、特命の事務を担当
 - 係長を兼務し、当該係の事務を担当
 - 課に複数の係がある場合、特定の係の事務を総括
 - （例… A 課に a、b、c、d の 4 係がある場合、a と b の 2 係を担当）

4 保育園の統廃合

少子、高齢化社会においては、園児数の減少が見込まれている。少子化対策としての育児支援策の充実を図る必要があり、また、長時間保育や休日保育など多様なニーズがある。

- ア 保育園の定数を見直し、小規模保育園について平成 12 年度中に統廃合計画を策定し、統廃合を進める。
- イ 多様な保育ニーズに即応するため、民間保育園の新設、育成を図る。

5 広域行政の推進

市民の日常生活や経済活動は、交通、通信手段等の発達により、益々広域化している。

多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するため、「広域連合制度」の採用を念頭に、本年度中に幡豆郡 3 町と協議を開始する。

- ア 西三河南部水道企業団と西尾幡豆広域圏組合を統合し、「広域連合」を組織する。
- イ 前記「広域連合」で新たに実施すべき事務として、幡豆郡 3 町と協議の対象とするものを例示すれば、次のとおりである。
 - ・西尾幡豆広域市町村圏協議会に関する事務
 - ・観光に関する事務
 - ・下水道に関する事務
 - ・図書館に関する事務
 - ・消防、救急に関する事務
 - ・ごみの収集、最終処分に関する事務

